3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道中部横断自動車道（以下「本路線」という。）は、静岡市を起点とし、南アルプス市等を経由して佐久市に至る延長約132kmの路線である。

本路線が通過する長野県南佐久郡（以下「本地域」という。）は、はくさい、レタスの栽培が盛んな地域であり、これらの農産品は主に関東方面へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行する一般国道141号は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通を担い、広く利用されており、一部区間において交通混雑が発生している状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、一般国道141号の自動車交通量は、佐久市勝間字城下51―７地点で24,054台／日であり、混雑度は1.91となっている。

本件事業の完成により、供用済みである本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道関越自動車道上越線と連絡することで、本地域と長野県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が一般国道141号の通過交通を分担することで、一般国道141号の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である長野県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成８年11月に大気質等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年３月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ及びゲンゴロウ等が確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息環境の一部を通過するが、周辺には同様の生息環境が広く分布していることなどから影響は小さいとされている。オオタカについては、営巣地は計画路線から離れていることなどから影響は小さいとされている。ホトケドジョウ、スナヤツメ及びゲンゴロウについては、周辺には同様の生息環境が広く分布していることなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているツルカメバソウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウモ、イヌハギ、サガミトリゲモ、サカネラン等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が31箇所存在するが、このうち10箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る21箇所についても長野県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本地域と長野県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成８年11月28日に都市計画決定され、平成25年７月11日に変更決定された都市計画と、車線数、インターチェンジの形式等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本体事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、土工バランス、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本地域と長野県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、一般国道141号は一部区間において交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、佐久市をはじめとする本路線の沿線市町村より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　長野県佐久市役所

○国土交通省告示第三百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平山川二

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県鹿島市大字三河内

字平山　甲二三三四九番　一号

甲二三三五〇番　二号

甲二三三五五番一　八号及び九号

佐賀県鹿島市大字三河内

字山中　甲二三三六三番　三号

甲二三三四三番　四号及び五号

甲二三三六〇番　六号及び七号

甲二三二八番

○国土交通省告示第三百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

国境の沢（四）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県下閉伊郡岩泉町門

字国境　七六六番三〇　一号から八号まで

七六六番五七　九号から十二号まで

七六六番二九　十三号から二十二号まで